




放射性同位元素等車両運搬規則に関するチェックリスト（例）

（A型輸送物を運送する事業者用。平成20年12月時点）

1. 取扱場所（放射性同位元素等車両運搬規則第三条）
 - A型輸送物を、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積み込み、取卸し等の取扱いをしていないか。（縄張、標識の設置等の措置を講じた場合には、この限りでない。）
2. 積載方法（放射性同位元素等車両運搬規則第四条）
 - 放射性輸送物の積み込み又は取卸しを、安全性が損なわれないよう行っているか。
 - 放射性輸送物を、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないよう積載しているか。
 - 放射性輸送物を、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載していないか。
3. 混載制限（放射性同位元素等車両運搬規則第五条）
 - 熱放出率が15W/m²を超える放射性輸送物は、他の貨物と混載していないか。
 - 火薬等危険物（※1）と混載していないか。
4. 標識及び表示（放射性同位元素等車両運搬規則第八条）
 - 輸送物表面の線量当量率及び輸送指数に応じた以下の標識が付されていることを確認しているか。

	第1類白標識	第2類黄標識	第3類黄標識
標 識			
輸送物表面での線量当量率	5μSv/h 以下	5μSv/h を超え 500μSv/h 以下	500μSv/h を超え 2mSv/h 以下
輸送指数	0	1.0 以下	10 以下

以下の内容が輸送物表面に表示されていることを確認しているか。

- 荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに国連番号（国際輸送が行われる輸送物についてのみ）
- 梱包されている放射性同位元素等の品名

- 総重量（総重量が50キログラムを超える輸送物についてのみ）
- 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字
- 輸送容器の識別記号（※2）

5. 積載限度（放射性同位元素等車両運搬規則第九条）

- 混載で輸送する場合、輸送指数が50を超えていないか。

6. 車両に係る線量当量率等（放射性同位元素等車両運搬規則第十条）

以下の場所ごとの車両に係る線量当量率及び汚染を測定又は評価し、それぞれ規制値を超えないことを確認しているか。（※3）

- 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）の線量当量率 → 最大線量当量率が2ミリシーベルト毎時
- 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から1メートル離れた位置の線量当量率 → 最大線量当量率が100マイクロシーベルト毎時
- 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の線量当量率 → 最大線量当量率が20マイクロシーベルト毎時
- 車両の表面の汚染 → α 線を放出する放射性同位元素については、0.4ベクレル/cm²、 α 線を放出しない放射性同位元素については、4ベクレル/cm²

7. 車両に係る標識（放射性同位元素等車両運搬規則第十一条）

- 車両には、以下の車両標識をその両側面及び後面の見やすい箇所に付しているか。



- 夜間においては、放射性輸送物等を運搬する自動車の前部及び後部の見やすい箇所に赤色灯を付け、それを点灯しているか。

8. 取扱方法等を記載した書類の携行（放射性同位元素等車両運搬規則第十三条）

- 放射性輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しているか。

9. 交替運転者等（放射性同位元素等車両運搬規則第十四条）

長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合には、交替するための運転者の配置等安全な運転の確保のため必要な措置を講じているか。

10. 見張人（放射性同位元素等車両運搬規則第十五条）

放射性輸送物等を積載した自動車を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において駐車する場合には、見張人を配置しているか。（非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。）

11. 同乗制限（放射性同位元素等車両運搬規則第十五条の二）

第二类黄・第三類黄標識の輸送物を積載した車両に関係者以外の者を同乗させていないか。

12. 放射線防護計画（放射性同位元素等車両運搬規則第十五条の三）

放射線防護計画が定められているか。

13. 教育及び訓練（放射性同位元素等車両運搬規則第十五条の四）

必要な教育及び訓練が実施されているか。

14. 報告徴収（放射性同位元素等車両運搬規則第二十二條）

紛失等の際に関係省庁（※4）へ連絡する体制が整っているか。

(※1)

○放射性輸送物と混載してはいけない物

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項 に規定する火薬類及び同条第二項 に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条 に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十五度）以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの
- 五 一～四に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

(※2)

○承認容器登録番号が定められているものは承認容器登録番号、定められていないものは、設計された国（日本は「J」）の名称及び製造業者名

(※3)

○例えば、「荷送人若しくは元請けが線量当量率を測定しており、それ以降で線量当量率が増加する要因がないことが明らかである」といった場合など、規制値を満足することが明らかである場合には、下請け事業者は実際に線量当量率等を測定することを要しない。

(※4)

○放射性同位元素等車両運搬規則第22条に基づき、国土交通省に報告が必要。なお、その他にも、盗取、所在不明の場合には放射同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第32条に基づき、警察官又は海上保安官に、同法施行規則第39条に基づき、文部科学大臣に報告が必要。

●国土交通省自動車交通局技術安全部環境課連絡先

電話： 03-5253-8111（内線 42-513）、直通 03-5253-8603

FAX： 03-5253-1639

担当者携帯電話：090-7845-0226、090-7845-0214

(注) 本チェックリスト(例)は、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課が、運送事業者のセルフチェック用に作成したもの。各項目の内容は、放射性同位元素等車両運搬規則の条項のうち、L型輸送物を運送する際に遵守すべき主要なものについてチェックリスト用に文言を修正したものであり、厳密な法令解釈等を記載したものではないことに留意すること。